

摂津市立とりかいこども園 重要事項説明書 摂津市教育委員会事務局 保育教育課**1. 設置者の名称等**

(法人名) 摂津市
 (所在地) 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号 (摂津市役所の位置)
 (代表者) 摂津市長 嶋野 浩一朗
 (市制施行) 昭和 4 1 年 1 1 月 1 日

2. 施設の名称等

(施設名) 摂津市立とりかいこども園
 (施設の種別) 幼保連携型認定こども園
 (所在地) 大阪府摂津市鳥飼西三丁目 1 番 2 号
 (園長) 市村 千晶
 (連絡先) T E L 072-654-5960 / F A X 072-654-5960
 (開設年月日) 令和 3 年 4 月 1 日

3. 利用定員及び学級数

本園の定員及び学級数は下表のとおりです。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
幼稚園枠	—	—	—	—	1 0 名	1 0 名
保育所枠	9 名	1 5 名	1 8 名	2 0 名	1 4 名	1 4 名
学級数	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級

➤実際の受け入れ人数は、状況によって変動します。

4. 施設の目的及び運営方針

- ・認定こども園法に基づいて、教育及び保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長及び心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
- ・教育・保育の提供に当たっては、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ・乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- ・認定こども園に関する法令を遵守します。

5. 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる内容の教育・保育及びその他の便宜の提供を行います。

(1) 教育・保育の理念

友だちとの関わりを通してのびのびと意欲的に取り組める子どもを目指し、一人ひとりの個性を大切に、保護者とよりよい協力・協働関係を築きながら、心豊かに生きる力を育てる。

(2) 自園調理による食事の提供

(3) 子育て支援事業（相談支援、鳥飼親子ひろば、一時預かり事業（幼稚園型））

6. 職員の職種、職員数

本園は、幼保連携型認定こども園としての職員の配置基準に基づき、教育・保育の提供に必要な職員数を配置します。

職 種	職員数	常勤・非常勤の別
園 長	1 名	常勤
副園長	1 名以上	常勤
保育教諭	配置基準数以上	常勤又は非常勤
調理員	2 名以上	常勤又は非常勤
保健師	1 名以上	常勤又は非常勤
園医、歯科医、薬剤師	各 1 名	非常勤

➤その他、摂津市教育委員会事務局に栄養士等を配置します。

➤副園長、保育教諭については、原則として保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を保有します。

➤常勤の職員は、開園時間の中で 1 日につき 7 時間 45 分勤務します。

➤保育教諭の職員数は、次の配置基準以上に配置します。

（園児数に対する職員数）0 歳児： 3 対 1 1 歳児及び 2 歳児： 6 対 1

3 歳児：15 対 1 4 歳児及び 5 歳児：25 対 1

7. 施設・設備の概要

本園は、以下の設備等を園児の年齢や発育等の状況に応じて活用しながら、日々の教育・保育を行います。

(1) 施設の概要

敷地 1,482.25 m² 園庭 600.00 m²

園舎 鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 798.11 m²

(2) 主な設備

保育室（5 室）、乳児室（2 室）、遊戯室（1 室）、調理室、事務室、医務室、便所、その他

8. 教育・保育を提供する時間および休園日

本園は、下表のとおり開園し、教育・保育を提供します。

	幼稚園枠	保育所枠	
		標準時間認定	短時間認定
教育・保育を提供する日	長期休業期間を除く平日	月～土曜日	月～土曜日
教育・保育時間	9 時 30 分～14 時	7 時～18 時	9 時～17 時
延長保育	教育時間後から 16 時まで 水曜日及び午前保育の日を除く	18 時～19 時	朝 7 時～9 時 夕 17 時～19 時
休園日	日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日		

➤本園の学期及び長期休業期間は次のとおりです。

(1) 学期

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(2) 長期休業期間（幼稚園枠の園児のみ）

夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

春季休業日 3 月 25 日から 4 月 8 日まで

➤伝染病の流行状況や、災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響がある場合は、休園又は登園の自粛をお願いすることがあります。

➤保育所枠の園児の保育時間（延長保育を含みます。）は、保護者が保育を必要とする時間帯に限りま。なお、教育上必要な曜日や時間帯は、この限りではありません。

➤幼稚園枠の園児の延長保育（預かり保育）については、保護者が保育を必要とする時間帯のほか、育児リフレッシュでも利用いただくことができます。

9. 利用にかかる料金等

本園の利用に当たって、次のとおり利用料等の負担があります。

(1) 保育料（金額は、摂津市が定める基準により決定します。）

(2) 給食費（3 歳児以上の園児のみ）

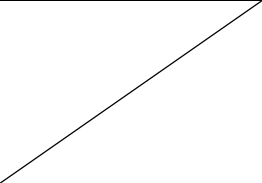
幼稚園枠の園児：月額 3,500 円（うち主食費 600 円、副食費 2,900 円）

保育所枠の園児：月額 5,400 円（うち主食費 900 円、副食費 4,500 円）

(3) 延長保育料

幼稚園枠の園児：園児 1 人につき 1 回 450 円（うちおやつ代 50 円）

保育所枠の園児：世帯ごとに下表の額（日額）

延長保育を受けた時間の区分	標準時間認定	短時間認定
午前 7 時 00 分～午前 7 時 29 分		延長保育を受けた時間の区分ごとに 100 円
午前 7 時 30 分～午前 7 時 59 分		
午後 5 時 01 分～午後 5 時 30 分		
午後 5 時 31 分～午後 6 時 00 分		
午後 6 時 01 分～午後 6 時 30 分	延長保育を受けた時間の区分ごとに 100 円	
午後 6 時 31 分～午後 7 時 00 分		
・ 同じ世帯から複数の園児が同時に利用するときは、利用時間が最も長い園児 1 人により算出します。 ・ 延長保育を受けた時間の区分ごとの料金は、1 ヶ月で 1,600 円が上限です。		

(4) 日本スポーツ振興センター共済掛金（年額 1 人 200 円）、園外保育のバスや入園料、保育用具、その他の教育・保育に要する実費

10. 利用の開始・終了に関する事項

・入園を希望する乳幼児の保護者は、摂津市が公開する入園の募集要項又は保育所等入所申込案内に沿って、摂津市へ入園の希望を申し込んでいただきます。定員を上回る申込みがあったときは、幼稚園枠については公開抽選、保育所枠については摂津市が規定する選考基準により

入園者を決定します。

- ・次に該当する場合は、原則として、利用を終了することとなります。
 - (1) 園児が小学校等に就学するとき
 - (2) 保育所枠の園児について、保育の必要性がなくなったとき
 - (3) 退園の届出があったとき
 - (4) 摂津市の区域外へ転出したとき
 - (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1. 賠償すべき事故が発生したときの対応

教育・保育中の事故や怪我等については、次の制度及び保険により対応します。

- ・(独) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度
- ・全国市長会学校災害賠償補償保険

1 2. 緊急時の対応

教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園医又は園児の主治医に連絡したり、保護者又は保護者の就労先等に連絡したりするなど、必要な措置を講じます。

1 3. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難又は消火に係る訓練を実施します。

1 4. 要望・相談・苦情等の受付

要望、相談、苦情等に係る窓口は次のように設置しています。

- (受付担当者) 園長又は摂津市教育委員会事務局こども家庭部保育教育課職員
- (責任者) 摂津市教育委員会事務局こども家庭部保育教育課長
- (第三者委員) 以登田 毅(いとだ たけし) TEL: 072-654-3568
松田 美枝(まつだ よしえ) TEL: 090-1159-2707

1 5. 個人情報等の取扱い

園児及び家庭の個人情報については、次の場合等、必要最小限の範囲内で関係機関に提供することがあります。

- ・卒園時に、就学予定の小学校等へ健康診断の記録及び指導要録を提供するとき
- ・転園時に、転園予定の認定こども園、保育所、幼稚園等へ健康診断の記録及び指導要録を提供するとき
- ・緊急時など、園児の心身の安全を守るため病院その他の専門機関に対して情報を提供する必要があるとき

1 6. 虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、摂津市の関係部署と緊密な連携を行うとともに、職員に対する研修を実施するなど、必要な措置を講じます。